

## 住宅リフォームに関する消費者トラブルに係る関係省庁 担当課長会議について

現在、住宅リフォームに関して、悪質な事業者による高齢者を中心とした消費者トラブルが大きな社会問題になっている。

こうした状況に鑑み、消費者政策会議幹事会決定（平成16年9月9日）「消費者政策担当課長会議の設置について」、消費者基本計画（平成17年4月8日閣議決定）「4. 計画の実効性の確保(5) 新たな消費者問題への機動的な対応」に基づき、関係省庁担当課長会議を開催。

### 1 参加省庁

内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省  
（オブザーバー参加：独立行政法人国民生活センター、財団法人  
住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

### 2 開催日程

第1回会議：平成17年7月5日（火）

議題 消費者トラブルの現状、当面の対応等について

第2回会議：平成17年7月12日（火）

議題 対応策について

※ 第2回の会議を踏まえ、7月13日（水）、対応策を会議決定

## 消費者政策担当課長会議の設置について

〔平成16年9月9日  
消費者政策会議幹事会決定〕

1. 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、消費者政策担当課長会議（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは構成員を追加することができる。
3. 議長は、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策の推進等に係る事項のうち特定事項に関する連絡、情報交換、協議等を機動的に行うため、当該特定事項に関する構成員の出席を求めて関係省庁等担当課長会議を開催することができる。
4. 会議の庶務は、内閣府国民生活局消費者企画課において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

消費者基本計画（平成17年4月8日 閣議決定）（抄）

4. 計画の実効性確保

（5）新たな消費者問題への機動的な対応

新たな消費者問題の発生に際しては、消費者政策会議、消費者政策会議関係委員会等を開催するなど、迅速に有効な施策を検討・実施する。